

令和3年調布市教育委員会第5回定例会会議録

1. 日 時 令和3年5月27日午前10時00分～午前11時13分（1時間13分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 柏 原 公 毅

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 早 野 賢 二

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 幹 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長 長 崎 光 利

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

〈会議に付した事件〉

議案第26号 臨時代理の承認について（東京都公立学校副校長の人事について）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

今日は、福澤郷土博物館長は、都合により欠席しておりますので、御了承をお願いいたします。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。事務局より追加の資料が提出されました。この際、配布された追加日程を日程に加えて報告いただきたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。なお、追加日程は、日程第2において、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事についての後に報告をいただきたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

日程第1 令和3年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、奈尾教育長職務代理者を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、鈴木教育総務課長から、緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について、令和3年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について、以上

2件の報告を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 私からは、緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について説明いたします。資料1の表を御覧ください。

表になりますが、横の項目は4月25日、5月12日からの2回にわたる緊急事態宣言の対応を、緊急事態宣言の対応①、②として表記し、縦については教育委員会所管施設を記載し、一覧表にまとめております。

まず、表の左側、緊急事態宣言の対応①、4月25日から5月11日までの各施設の対応について説明いたします。

初めに、1、学校併設以外の施設になります。(1)八ヶ岳少年自然の家になりますが、緊急事態宣言に先立ち、4月12日から、まん延防止等重点措置の対象地域に調布市が指定され、都県境をまたぐ移動の自粛が要請されたことを受け、4月12日から、その後、発出されました緊急事態宣言に基づき、引き続き5月11日までを臨時休業といたしました。

続きまして、(2)から(8)までの施設については、各施設の利用者に対する使用制限の連絡など、準備が整った日から5月11日までを臨時休館としましたが、(5)図書館については、予約資料の受け付け、貸し出し等一部サービスは実施いたしました。

続きまして、2、学校併設の3施設は、記載の期間を全日使用休止としています。

続きまして、表の右側、緊急事態宣言の対応②、5月12日から5月31日までの各施設の対応について説明いたします。

緊急事態宣言の延長を踏まえた市の対応方針を受け、市長部局の他の公共施設と歩調を合わせ、夜間の使用制限など、使用制限を継続した上で、一部の施設については使用を再開しております。

1、学校併設以外の施設の(1)八ヶ岳少年自然の家については、都県境をまたぐ移動自粛の要請が継続されていることを踏まえまして、緊急事態宣言終了期間である5月31日まで臨時休業を継続しております。

(2)教育委員会会議室、(3)公民館、(4)青少年交流館については、日中の使用を再開する一方で、夜間区分の使用中止を継続するとともに、日中の使用に際しては通常定員の50%以内の定員で御利用いただくなど、感染症対策を併せて実施しております。

(5)図書館については、5月12日から閉館しておりますが、中央図書館は文化会館たづくりの閉館時間との兼ね合いから、午後5時までの開館としております。また、利用者が長期滞在されることがないように、座席やインターネット閲覧席の利用等の一部サービスは

休止しております。また、分館の開館時間も午後5時までとし、集会室の夜間区分を使用停止としております。

(6)郷土博物館、(7)武者小路実篤記念館、(8)深大寺水車館は、感染症対策として入場者数の制限や一部サービスを休止するなど使用制限を行った上で、通常の開館時間で再開しております。

2、学校併設の3施設については、学校施設であることを踏まえまして、児童・生徒への感染症拡大防止の観点から、使用休止を継続しております。

今後の各施設の使用制限については、国の緊急事態宣言解除を受けた東京都からの要請、市の対応方針等を踏まえた上で、検討していく予定でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、資料2について説明をいたします。資料2を御覧ください。令和3年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について説明いたします。

調布市防災教育の日は、東日本大震災の翌年である平成24年から毎年4月の第4土曜日を調布市防災教育の日として定め、この間、児童・生徒に対する防災教育、地域の方や関係機関と協働による訓練を継続してまいりました。

昨年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校により事業を中止としたため、今回、令和3年度は、東日本大震災から10年目、第9回目の実施となっております。

それでは、資料2を御覧ください。初めに1、実施日・場所になりますが、4月24日土曜日に、市立全小・中学校28校、そして、市統一テーマ訓練につきましては大町スポーツ施設においても実施しております。

2、事業概要等になります。初めに(1)事業概要の表を御覧ください。おおむね午前半日の中で、左側に記載の学校教育活動として、児童・生徒に命の尊さや、自らの命は自ら守る意識を高める命の授業を実施するとともに、消防署員、東日本大震災の被災地等の講師による、実体験に基づく防災啓発講話を実施しております。

また、表の右側、市統一テーマ訓練になりますが、訓練テーマを「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と題し、避難所開設時に各学校避難所に参集する市職員により、令和元年台風19号における避難所開設時の課題や感染症対策を踏まえた訓練を実施しております。訓練内容の詳細につきましては、(3)の【訓練内容】に記載の内容を御覧ください。

3、感染症対策について御覧ください。4月12日月曜日からのまん延防止等重点措置の

対象地域に調布市が指定されたこと、また、本事業の翌日である25日から緊急事態宣言が発出されることを踏まえまして、例年公開しております学校教育活動を非公開とするとともに、保護者による引き取り訓練を中止としております。また、市統一テーマ訓練につきましても、当初予定しておりました地域の方と協働による訓練を中止し、市職員のみで実施するとともに、児童・生徒との動線を完全に分離するなど、感染症対策を徹底した上で事業を実施いたしました。

当日の様子は、裏面の4、当日の様子の写真を御覧ください。

今後、例年どおり事業の実施結果報告書の冊子を8月下旬の発行を目途に向け、作業を進めております。報告書をまとめる中で、浮き彫りとなりました課題の検証、次年度への改善に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和3年度教育施設主要事業の執行及び進ちよく状況について報告をお願いします。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進ちよく状況について報告いたします。資料3をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、5月10日現在の進ちよく状況の報告です。1ページが工事の一覧となっております。

No.1の工事1件が完了しました。

また、前回の定例会以降、新たに契約した工事についてですが、学校教育施設ではNo.3からNo.6までの4件、社会教育施設ではNo.7の1件で、計5件の工事となります。

契約しました工事の概要ですが、No.3からNo.6の4件は、小・中学校の校舎の1、2階の一部の窓に網戸を設置する工事です。昨年、新型コロナウイルスの影響により、臨時休業明けの学校再開後、各学校では感染拡大防止対策として教室内の換気の徹底を図る中で、時期的に夏場を迎える時期でもあったことから、特に校舎の1階に配置している教室に虫が入り込んでしまうことを懸念し、網戸の設置の要望を多くの学校からいただきました。しかしながら、令和2年度の予算内で対応が困難な状況であったことから、令和3年度予算に計上して実施するものです。

No.7は、図書館佐須分館において、設置から年数が経過し経年劣化した空調機の更新を行う工事です。この後説明する資料5、調布市立図書館佐須分館の臨時休館についての内

容と関連しますが、空調機器等の取り付けに際して連続した日数の作業期間が必要となるため、施設を6月1日から臨時休館して工事を実施する予定となっています。

続きまして、裏面、2ページをお願いいたします。

No.1は、飛田給小学校プール甲羅干し周り改修工事の工事完了の状況です。プールサイドのシートの張り替えが完了しました。

No.2, No.3は、柏野小学校プール水槽ほか改修工事の施工状況です。No.2は、プール水槽内の施工状況で、防水シートを施工する前の下地調整等の作業を実施しているところです。

No.3は、フェンス基礎の施工状況となります。柏野小学校のプールは、学校敷地内の北側の箇所に配置をしていますが、プールの北側は道路を挟んで住宅地となっているため、目隠しフェンスを設置します。従前は高さ2メートルの目隠しフェンスが設置されておりましたが、今回の工事ではさらに1メートル延長し、高さ3メートルの目隠しフェンスに改修します。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、令和3年4月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 令和3年4月における市内小・中学校の事故等の報告について報告いたします。

4月は、小学校4件、中学校2件、計6件です。

初めに、小学校4件の詳細について報告いたします。

1件目、4月8日、校庭、管理内、第4学年女子児童です。体育、体づくり運動において、当該児童は、うんていを行っていた際、手を滑らせてしまい、地面に腰と右肩を打ち付けました。養護教諭は、保健室で冷却処置を行いました。当該児童が痛みを訴えたため、保護者に連絡し、保護者同行の下、病院で受診し、右肩の骨折と診断されました。

2件目、4月16日、校庭、管理内、第5学年男子児童。体育、50メートル走のタイム計測中に、雨が降ってきたため、鉄棒近くの木の下に避難しました。雨がやみ、活動を再開した際、スタートの順番待ちをしていた当該児童が鉄棒に座り、バランスを崩して落下しました。養護教諭は、活動場所で患部を確認し、保護者に連絡するとともに、養護教諭及び保護者同行の下、病院で受診し、右上腕骨の骨折と診断され、処置を受けました。

3件目、4月20日、学年の畑、管理内、第3学年男子児童。中休み、当該児童は、校内

にある畑で遊んでいた際、切り株につまずき、左足をひねりました。中休み後に当該児童は、違和感があることを担任に訴えました。当該児童は、担任に大丈夫であることを伝え、保健室には行かず、体育の授業を見学しました。翌日、当該児童は、痛みが残っていたため、保護者に相談し、保護者同行の下、病院で受診し、はく離骨折との診断を受け、処置を受けました。

4件目、4月22日、校庭、管理内、第5学年男子児童。昼休み、当該児童は、鬼ごっこをして遊んでいた際、滑って転倒し、左手を地面につきました。養護教諭は、腫れはありませんでしたが、当該児童が痛みを訴えたため、保護者に連絡し、保護者同行の下、病院で受診し、若木骨折と診断されました。

裏面をお願いします。

中学校2件の詳細について報告いたします。

1件目、4月24日、通学路、管理内、第3学年男子生徒。登校中、当該生徒は、一車線の道路を横切ろうとしたところ、後方から乗用車が接近し、右足をひかれました。自宅前であったことから、保護者が救急車を要請し、保護者同行の下、病院に搬送され、右足甲の裂傷と診断され、処置を受けました。保護者から学校に連絡があり、養護教諭が事故現場に駆け付け、保護者に事故の状況について確認しました。

2件目、4月27日、体育館、管理内、第3学年男子生徒。部活動、卓球部の活動中、当該生徒は、ウォーミングアップでランニングを行っていた際、準備のために置いてあった防球ネットを踏み、転倒しました。当該生徒は、転倒した際、左ひじを打ち、痛みを訴えたため、顧問は、保護者に連絡し、保護者同行の下、病院で受診し、左ひじの骨折と診断され、処置を受けました。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、柏原図書館長から、調布市立図書館佐須分館の臨時休館について、報告を願います。柏原図書館長。

○柏原教育部副参事兼図書館長 図書館佐須分館の臨時休館について報告をいたします。資料5を御覧ください。

佐須分館の空調設備につきましては、前回の更新から15年以上が経過し、老朽化しているため、予防保全の観点から更新が必要な時期となっております。このたび夏の盛りを迎える前に更新工事を行うため、調布市立図書館条例第5条ただし書きの規定により、臨時休館をいたします。

資料に記載のとおり、臨時休館期間は6月1日火曜日から6月6日日曜日です。

なお、実際の休館期間は5月31日月曜日から6月11日金曜日の12日間となりますが、この中には毎週月曜日の定例休館日、及び分館の蔵書点検のため、教育委員会第2回定例会において報告し、告示済みの日程である6月8日火曜日から11日金曜日までの臨時休館日を含んでおります。

利用者への周知につきましては、図書館内に掲示し、チラシを配布するほか、市報5月20日号、市及び図書館のホームページでお知らせをしているところです。

以上です。

○大和田教育長 次に、高松教育部次長から、調布市郷土博物館の臨時休館について、調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について、以上3件の報告を願います。高松教育部次長。

○高松教育部次長 調布市郷土博物館の臨時休館について御説明します。資料6をお願いします。

調布市郷土博物館条例第3条ただし書きの規定により、臨時休館をするものです。

期間は、6月18日金曜日から20日日曜日まででございます。

休館の理由は、郷土博物館の収蔵庫及び収蔵資料のくん蒸消毒を行うためです。

続きまして、調布市武者小路記念館の臨時休館について御説明いたします。資料7をお願いいたします。

調布市武者小路記念館条例第4条ただし書きの規定により、臨時休館をするものです。

期間は、6月15日火曜日から25日金曜日までです。

休館する理由は、実篤記念館の収蔵庫及び収蔵資料のくん蒸消毒を行うためです。

続きまして、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について御説明いたします。資料8をお願いいたします。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の理事の改選について報告するものです。令和3年5月7日に書面開催された定時評議員会において全員が再任となっております。

説明は以上です。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、追加日程、調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の施設整備について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館

の施設整備について説明をします。本日お配りさせていただきました資料のうち、初めにA3横の資料10—1をお願いいたします。

資料、左側上段のボックス、施設整備の全体スケジュール案ですが、令和3年度は基本構想を策定します。施設整備に当たり、現段階においては設計施工一括方式のPFI事業スキームによる施設整備を検討しております。

PFI事業とは、公共事業を実施するための手法の1つで、民間の資金や技術力等のノウハウを活用し、民間事業者が公共施設の整備のほか、施設の維持管理や運営も行う公共事業の手法のことで、この事業手法を採用した場合の導入効果としては、事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供が期待できます。令和4年度は、そのための事業者選定に要する期間とし、令和5、6年度の2箇年で設計業務の完了、令和7年度に整備工事の着手を想定したスケジュールを考えています。

整備工事の着手に向けて、設計にかかわる業務を今後順次進めていきますが、整備工事に必要な詳細な設計図面を作成するのが実施設計というものになります。一定程度の規模を有する建物を建築する場合には、この実施設計に向けて、全体スケジュール案の表にも記載をしておりますが、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計という段階的な過程を経て、設計図面を完成させる手順となります。イメージとしましては、まず最初のステップとして、建物のプランの骨格となる部分を決定し、次のステップから段階的に肉付けを行い、最終プランを確定する流れのイメージとなり、最初の骨格となる部分を決めるのが、今年度取り組む基本構想の策定に当たります。

次に、資料右側ボックス、施設整備にかかわる基本方針についてです。

基本構想の策定を進めるに当たり、今後、調布市の東部地域における新しい学校づくりを進めるため、施設整備にかかわる基本的な考え方、方向性を示す調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館施設整備に関わる基本方針を定めました。

調布市教育委員会教育目標、調布市教育委員会基本方針を踏まえ、ボックス内の下段、(2)施設整備にかかわる基本方針については、1)から3)の3項目を基軸として、資料に記載の11項目を基本方針として定めました。この基本方針に基づき、基本構想の策定を進めていきたいと考えています。

なお、方針を定めるに当たり、5月19日に開催しました調布市教育委員会第2回臨時会において御意見をいただいた事項を踏まえ、修正、加筆しましたので、御報告します。

それでは、別紙資料10—2をお願いいたします。こちらが調布市立若葉小学校・第四中

学校及び図書館若葉分館施設整備に関わる基本方針となります。

資料の3ページ、下段、(2)施設整備の基本方針を御覧いただきまして、1)と2)において網掛けをしました3箇所について、修正、加筆をしました。学習環境の整備に当たり、施設整備におけるハード面ではなく、学校運営にかかわるソフト面も含め、新しい学校づくりを進めることが必要ではないかとの御意見をいただきましたので、「施設環境の整備」を「教育環境の整備」に修正しました。

また、調布市教育委員会基本方針の4に関連して、安全で安心な調布の教育環境を確保するためには、防犯対策にも重点を置いた施設整備が必要ではないかとの御意見をいただきましたので、2)の2つ目の項目に、「防犯面にも配慮し」を加筆しました。

以上の修正、加筆を行い、施設整備にかかわる基本方針として定めました。

それでは、最初の資料10—1にお戻りいただきまして、資料左下のボックスを御覧いただき、基本構想の策定を進めるに当たり検討等を行う会議体として、(仮称)調布市立若葉小学校・第四中学校施設整備検討委員会を設置します。

検討委員会の組織については、(2)に記載の内容となりますが、具体的にはボックス内に四角囲みしましたメンバー構成を予定しています。委員会では、(3)に記載の内容を中心に検討を進め、基本構想としてまとめる予定です。

今年度のスケジュールについては、左上ボックス内に記載のとおり、7月を目途に第1回目の検討委員会を開催し、都合6回程度の開催を予定しています。なお、今後の進捗よく状況については、適宜情報提供に努めていきたいと考えています。

報告は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。千田委員。

○千田委員 私のほうは、意見になるかと思いますがお願いします。

資料2で、調布市防災教育の日の実施結果の概要についてというところなのですが、実は私、許可を得て、某学校でこの避難所開設訓練を見学させていただきました。今年9回目ということですが、1回目からかかわっていましたので、当時と比べると、この9回の中でかなり整備が進んでいるなと思いました。特に今年は新型コロナウイルス感染症という新しい課題にもきちんと対応されているなと思い、安心することができました。

この訓練は、市の職員の方が今回も大勢出ていただいていたのですが、市の職員と地域、

保護者の方々と、そして、やはり学校の3つが一体となって進めないと、充実は難しいかなとずっと思っていました。それが今回は新型コロナウイルス感染症の影響で市の職員だけの訓練となっていました。でも、今回のように有事のときはどこか一部の機関が機能しなくても、それ以外の機関で機能する必要があるわけですが、十分開設できる力を持っているなど感じることができました。これまで積み重ねてくださっていた関係者の方々に感謝したいと思います。ありがとうございました。これは感想といいますか意見です。

○大和田教育長　　ありがとうございます。ほかにございませんか。はい、細川委員。

○細川委員　　同じ資料2の防災教育の日の実施結果（概要）についての中で、事業概要等の(3)のところなのですけれども、令和元年台風19号における避難所開設時の課題や感染症対策を踏まえた訓練と書かれております。やはり台風19号時の課題というのは実際に目の当たりにされている職員の方も多いと思いますが、具体的にどのような課題があり、今回どのように対応されたのか。また、それに加えての感染症対策ということが求められていたかと思えますけれども、具体的にどのような実施をなさったのかということについて少しお聞きしたいところです。

○大和田教育長　　鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長　　今、大きく2点にわたり御質問いただきました。

まず1点目の、令和元年台風19号における避難所開設時の課題を踏まえた市統一的な訓練の内容ということでございますけれども、令和元年台風19号の際に避難所を開設したのですが、こちらは御存じのとおり、市制始まって以来の避難所開設ということでございました。この間、市の職員も訓練をしてきた状況ではあるのですけれども、やはり実際にそういった状況に当たりまして、かなり課題としては出てきたような状況がございます。

まず基本的なところで、避難の方が想定より多く来てしまったということがありましたので、学校の鍵の開け方に手間取ってしまったという状況もあり、また学校の施設の使い方についても、やはり体育館だけではなくて校舎も使った中での受け入れということでいくと、避難所に従事する職員が本庁だとか、学校以外の職員がそのときに集まってくるような状況でございますので、校舎の中身について熟知しない中で、受け入れについて手間取ったということがございましたので、今回そういった課題に対応するために、まずは基本的に、校門の解錠、そして校舎の開け方、体育館の開け方、そういったところから一つ一つ確認していきましょうということで、やってまいりました。

今回、台風19号を受けて避難所開設訓練を全28校でやらせていただくことも、新型コロナ

ナウイルス感染症の関係がございましたので初めての状況でございましたので、そういった基本的なことの訓練も含めた形でやらせていただいたところでございます。

また、台風19号の後に、新型コロナウイルス感染症といったことの状況がありましたので、今度はその対応も含めてやらなければいけないということがあります。台風19号のときは、多くの避難者の方にとにかく避難所に入らせていただくという形で避難をしていただくような状況がございましたが、今回感染症対策を講じた中で避難所に避難していただくかなければいけないといったこともございますので、資料の裏面に記載のとおり、(2)の写真の感染症対策を踏まえた避難スペース設置訓練ということで、1区間2メートル×2メートルといった形で、今、国や東京都からも密にならないような避難スペースを作りなさいといったこともございまして、そういった訓練をやらせていただいたのと、その左側、これまでとはとにかく、まずは避難所に入らせていただくということを優先しておりましたけれども、まずは消毒、そして検温していただいた上で、避難所に入らせていただく。場合によっては、検温の中で傷病、発熱があるような方については分けて避難していただく。一般の避難者とは別の場所に避難していただくということも確認した上で、訓練をさせていただいたところでございまして、台風19号の課題に加えまして、新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を全28校でやらせていただいたという状況でございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。その当時のことを考えますと、やはり地域で例えば備蓄倉庫の鍵などを預かっていたりもするのですが、出ていいのか、出てはいけなしかということのを地域住民のほうも判断しかねるところもあって、市の職員の方々に頼るところが大きくなってしまって、負担も大きかろうと思いますけれども、避難者が一気に集まって、それをどのように整理していくのかということも踏まえて、多分時間の経過とともに変わってくる部分もあろうかと思っておりますので、計画等をまた具体的に詰めていただけたらありがたいなと思っております。

○大和田教育長 ほかにございませつか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料10—2に関連して、意見と質問させていただきたいと思っております。先日、臨時会においても申しあげたことと重複するかと思っておりますが、お許しをいただきたい。

本市では、過去、野川小学校と大町小学校が統廃合によって調和小学校が誕生し、かつ、

その際もPFI方式の建築がなされて、全国から見学者が大勢いらしたということをお記憶しているところでございます。特に建物は、当時、廊下も広くて、教室に手洗い場があったりとか、廊下のところに学年集会ができるような広場が取られたり、本当にうらやましい限りの校舎ができておりましたが、この二十数年たって、やはりそれでも、もう少しこうあればというところまで成長してきているということは言えるのかなと思います。

今回は小学校、中学校の建物が一体化されるという、本市にとっては初めての試みであろうと思うわけですが、ただ、他区市ではもう既に小中一貫校、あるいは小中連携校、コミュニティスクールによる教育活動等々、工夫をされて実施をされているわけでありまして。伺うところによると、それぞれメリット、デメリットは当然生まれることではあると思うところでございますが、本市にとって初めてのことでありますので、ぜひ本市の教育大綱はもちろんでありますけれども、施設整備の基本方針に基づいて、子どもたちにとって生きる力がしっかりと身に付くような教育活動ができる環境作りをぜひしていただきたいなと思います。

建築だけが先行してしまったのでは、教育にとって本末転倒であろうと私は思っているところでございます。ぜひ、建物ありきではない校舎建築ができますように、希望するところでございます。

以上は意見でございますが、1つだけ質問をさせていただきます。資料10—2の3ページの中段下でございますが、基本方針の(2)、1)の○のところに、小中連携教育の発展など特色のある学校づくりと記載されていますが、ここで言う小中連携教育とはどのように解釈すればよろしいのか、もう少し詳しくお話しいただければありがたいと思います。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 まず、今後の学校施設整備を進めるに当たり、検討委員会を設置します。このメンバーの中にも、実際に学校現場にいらっしゃる教職員の方々を含めて構成を考えておりますので、当然、ソフト面での御意見もいただくことは想定しております。

まず今回設置します検討委員会については、あくまでも施設整備にかかわるものを検討する場として設置しますが、当然そういったソフト面でのあり方といったところも議論にはなるかなと思っております。また、そういった運用面、ソフト面については多岐にわたることも想定されますので、立ち上げる検討委員会の中でまとめることは非常に難しいというのも懸念しておりますので、そういったソフト面の運用については、この検討

委員会とは別に、並行して検討していくべきものと考えおります。そういった形で今後検討を進めていきたいと考えております。

2つ目の御質問で、小中連携教育という言葉の位置づけでありますけれども、まず、今回の施設整備が小学校と中学校とが一体となることから、やはり保護者だっりの受け取り方によっては、小中一貫教育というものを想像されるかなとは思っています。ただ、小中一貫教育という言葉を使ってしまうと、例えば小学校6年、中学校3年という考え方と、9年間という考え方もあるので、今の時点で調布市教育委員会として小中一貫教育をどうするかというところの方向性も定まっていない中で、小中一貫教育ということ言葉を言ってしまうと、9年間ありきの言葉が先行してしまう可能性もあるので、現時点ではそういった一般的な小中一貫教育という内容も含めて、小中連携教育ということで表現の言葉を使わせていただいたところです。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。今、お話を伺って理解するわけですが、ここで小中連携教育という文言が出ていると、どうしても、一貫教育と連携教育と分けて考えたときに、連携教育のほうを調布では進めるのかなと。限定しているのではないかなという誤解がありはしないかなと思ったものですから、質問したところです。そうしますと、例えば小・中学校教育という、連携とか一貫といったものを外した表現の仕方があれば、そのようにこのところを訂正してもよろしいのではなからうかと思いますが、御検討いただければ結構でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

何はともあれ、とても楽しみな校舎が建築されるということで、生きているかどうか分かりませんが、ぜひ楽しみに待っていたいなと思ひております。ありがとうございます。

○大和田教育長 はい、小林教育部長。

○小林教育部長 今のお話少し補足をさせていただきたいと思ひます。

今回の検討につきましては、施設整備というところが中心となるわけですが、当然中身があつての教育ということになりますので、いわゆる施設面、ハードの部分だけではなくて、ソフトの部分の検討も同時進行で行っていく必要があらうかと思ひます。

例えば、今お話ありました小中の連携をどうしていくか、連携した上での指導をどうしていくかというような内容ですとか、教育課程そのものをどう考えていったらいいのか。あるいは、学校と地域の関係、いわゆるコミュニティスクールといったものをどう考えて

いけばいいのか。さらには、特別支援教育とかもここで考え方を整理していく必要があるかと考えております。

同時進行と先ほど申しあげましたけれども、例えばいわゆる分科会というような形での検討もこの検討会と併せて検討を重ねていきたいと考えておりますので、そうした総合的な検討整理の中で、よりいい学校を目指していきたいと考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 資料4で質問と意見を述べさせていただきたいと思います。2つあります。

1つは、この報告には表れてきていないのですが、今、調布市内でも日々、新型コロナウイルスに感染する人が増えている、減っていない、そういう状況下であって、児童・生徒の中にも新型コロナウイルスに感染した者、または濃厚接触者と言われている者もあるやに聞いております。そのお子さん方について、周囲からのいじめとか偏見という問題が教育委員会、指導室のほうに報告されているのかどうなのか。難しい問題になるのかも少しできませんけれども、もし報告されているようでしたらお聞きしたいと思うのが1つです。

もう1つは、この学校事故の状況を見ますと、こんなちょっとしたことで大けがになってしまうのかという事故が並んでいます。実は先日、ある学校にまた許可をいただいて運動会をのぞかせていただきました。そこでちょっと驚きだったのですが、子どもたちの身体能力がこんなに落ちているのかという状況でした。例えば6年生がラケットにボールを乗せて走るのですが、それがなかなかうまくいかない。ドッチボールのボールをドリブルして走るのですが、ドリブルになっていない。そういう状況が1人、2人、3人ではなくて、結構大勢います。

校長先生などにもお伺いすると、ほぼどの先生も、全体的に体力面でも身体能力面でもかなり落ちていて、ある学年では学年が1学年違うのではないかと思うようなケースもあるということだったのです。これはかなり大変な問題で、多分学力にも影響するような問題になるのではないかなと思います。これを少しでも食い止めていかないと、事故だけではなくて、いろいろな面で心配なことが多くなってくるのではと思います。教育シンポジウムでも話されていましたが、何らかの対策が必要ではないかなと思いました。

というので、奈尾教育長職務代理者は御専門でもいらっしゃったので、できれば、奈尾教育長職務代理者の御意見もここで伺って、これからの手だてを講じるのに参考にしてい

ただけたらいいかなと思います。

2つありましたが、よろしくをお願いします。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 まず1点目の感染症によるいじめについてですが、学校からは特にこの感染症によるいじめを受けたといった報告は受けておりません。引き続き、いじめ、また感染症による偏見や差別等の未然防止に向けて指導の徹底を図ってまいりたい、学校にも啓発してまいりたいと考えております。

2件目の事故等についてですが、運動機会の減少により体力の低下や骨折の増加が昨年度から見られる状況とは考えております。今月5月に入って、事故報告のとおり、骨折に係る事故が非常に多くあったことから、学校のほうには、体育の授業等による骨折事故の未然防止ということで通知を出させていただき、体育の授業での体操であったり、その運動領域に合わせた体の使い方、まず体を柔軟に動かすとかといった未然防止に向けた通知は発出させていただきました。

また、体力増加につきましては、各校一校一取組として様々な取組をまた引き続き実施をしていく予定ではございますが、例えば若葉小学校は校庭が小さくなっていくことによる運動が十分にできないといった課題も残されておりますので、学校と連携を図りながら、どういったことができるのかを検討し、協議をしながら、体力の増加に向けて進めていければと考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 最初のほうのコロナ禍のいじめと偏見等について、なかったということは、とてもほっとしました。これからもそういうことが少しでもあったら、対応していただけたらと思います。

体力面での低下については、一校一取組ということですか、それをぜひ充実したものにしていかないと、声掛けだけでは全然力になっていかないかなと思います。その声掛けのためにも、今、世の中こういう状況なのだよという辺りを、奈尾教育長職務代理者に教えていただけるとありがたいです。

○大和田教育長 それでは、奈尾教育長職務代理者、お願いします。

○奈尾教育長職務代理者 ちょっと時間をいただきますけれども、昔の子どもたちと今の子どもたちをよく比べられるのですが、生活環境の変化に伴って、日常生活の中での子どもの動きが極端に減っているのです。昔はお手伝いと称してお掃除をしたりとか、お買

い物へ行ったりとか、何かを持ってきたり、親の手伝いをしたわけですが、今そういうのが、掃除機にしてもそう、洗濯機にしてもしかり、薪を運ぶなんてとんでもない、そんなことはない。そういうのを考えますと、あらゆるものが電化されて便利になった、それも体力低下の原因の一つと言われております。

また一方では、これも環境の変化になりますけれども、塾等々のお勉強、おけいごと等で遊ぶ時間が減ってきている。それから、遊ぶ仲間も少なくなっている。遊ぶ場所もないという、3つの間が喪失しているとよく言われる。ここら辺も体力低下の原因。

そういう背景をかながみて、今の子どもたちは、3密を避けるということによって特に体を動かさなくなっている。動かすことがおっくうになっているとか、汗をかくのが嫌だとか、そういう子が増えているといわれています。私はこれらも体力低下の1つだろうと。

確かに、走る、飛ぶ、投げるというのが数値的に落ちてきているのは前から言われているわけですが、現在では、体力テストも3密のためにできないでいる地区もある、学校もあると伺っていますから、どれぐらい落ちているのか計り知れない。

子どもの成長、発達に詳しい山梨大学の中村和彦先生がいらっしゃるのですが、この先生は、東日本大震災の後、放射能の関係で福島の子どもたちが外で遊べないということを取り上げて、子どもたちに狭いところでも楽しめる、体を動かせる、そういったものをずっと仲間を集っていまだに続けていらっしゃるのです。もう十何年たちますが、そういう話を聞きますと、それでもやはり元には戻っていない。10年ちょっとの取組をしてきているのだけれども、かつての子どもたちの体力には戻っていないということをお聞きします。

そうやって見ていきますと、調布の子どもたちは、どれぐらい体を動かしているのかなという、本当に心配になってくる。これから校舎が増築もできないので、校庭にプレハブを建てざるを得ない。そうすると、ますます子どもたちは動かなくなっていくのかなと。

もっとも、遊びの偏りもあります。30歳近い教員ですが、キャッチボールしようと言ったら、キャッチボールが怖いという世代の大人が子どもたちに教えているわけですから、さもありなんという気もしますが、でも、人間、やはり体が資本ですから、子どものうちから遊ぶ、あるいは汗を流す、負荷をかけた動きをするということに慣れていくような環境作りをしていかないと、ますます落ちていくのではないかと私は心配しております。

昭和60年ごろがピークと言われている子どもの体力ですが、それに近付けられるような取組、1校1つの取組もありますが、私は学年1つの取組で、6学年の動き作り、遊びが

全校に広げられる、そのようなものをどこかで取り組んでいただけるといいかなと。オリンピックが終わるとしぼんでしまわないかなという、それも心配しておりますけれども、これは現場で頑張ってもらわなければならないわけですが、そのように思っております。

○大和田教育長　　ありがとうございました。ほかにご覧いませんか。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長　　すみません、先ほど奈尾教育長職務代理者から資料10-2の3ページ、(2)施設整備の基本方針の1)の1項目めの「小中連携教育」の表記につきまして御意見をいただきましたので、改めて事務局のほうで再度調整をした上で、その結果について決定したことをまた御報告ということで、取り扱いを事務局に一任させていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

○大和田教育長　　奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　　以前に資料もいただいている中で遅くなって申し訳ございませんが、よろしく御検討いただきたいと思います。

○大和田教育長　　それでは、今御指摘のあったところについては、本日の協議を踏まえて、事務局でもう一度検討させていただくということで、一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　　それでは、事務局に一任させていただきたいと思います。

細川委員、どうぞ。

○細川委員　　先ほど小林部長からもお話がありましたけれども、やはり保護者の目線で見ても、多分、小中連携ということが具体的にあまりイメージされないと思うのです。それでどうしても、建物が1つになることによって一貫校になるのではないかというようなイメージで多分映るのではなかろうかなと想像します。ということもありますし、やはりプランとして考えるときに、先ほど来、奈尾教育長職務代理者がおっしゃっていますけれども、どういうモデルを作っていくのかと。調布市が目指すコミュニティスクールとはどういうものであるのかとか、小中連携教育とはどういうものであるのかというところを、大きな目標といたしましうか目線で、我々がといいますか、教育委員会として提示していく必要があるのではなかろうか。そこに向けてどういう校舎を造っていくのかというところを、やはりまずは、もちろん同時並行で進めていくしかないのですけれども、考えていかなければならないと思います。

それについては、同時並行でまた別の検討する委員会みたいなものをつくられるという
ようなお話もありましたけれども、これに関しては、もっと大きな枠でといいたししょうか、
そういうところから考えるべきテーマなのではないかと考えます。これは1つの意見とし
てお示ししておきたいなというところではあります。

あと、やはりもう1つ、今から加えてということではないのですけれども、四中には若
葉小だけではなくて、滝坂小学校、調和小学校からも児童が生徒として入学します。また、
調和小学校に関して言えば、PFIという形も先行して実施されているところでもありま
すから、そういうところの地域の声でありますとか保護者の声、また先生方の声もすくい
取ると、よりよい形で施設に反映されていく部分があるのではなかろうかと思っております、
これも意見として述べさせていただきます。

○大和田教育長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいですか。

○細川委員 はい。

○大和田教育長 ほかに御質問、御意見等ありませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

日程第3 協議題

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係
る「教室確保困難通学区域」の指定（案）について

○大和田教育長 次に、日程第3、協議題に入ります。

「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係
る『教室確保困難通学区域』の指定（案）について」を議題といたします。本件について
関口教育総務課施設担当課長から説明を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全す
る街づくりに関する指導要綱に係る『教室確保困難通学区域』の指定（案）について」、
説明をします。資料9をお願いいたします。

まず初めに、資料9-2をお願いいたします。こちらの資料は、参考資料として用意し
た資料となりまして、市長部局にて令和元年7月10日から施行しております調布市の次代
を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱です。資料表面の下段、
下線を引いた事項になります。第3、教室確保困難通学区域の指定等の第2項、市長は、

前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あらかじめ調布市教育委員会に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとされています。また、第1項において、市長は、毎年度6月末までに公表するものとするとしていることから、1枚おめくりいただきまして資料9—3を御覧いただきまして、4月20日付け文書にて市長部局から意見照会を求められましたことから、資料9—1のとおり、昨年、令和2年調布市教育委員会第5回定例会において御協議いただいた意見について、時点修正を行い、意見を付すことについて協議をお願いするものです。

それでは、最初の資料9—1を御覧いただきまして、資料の3ページをお願いいたします。

1の調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱第3第2項の規定に基づく、教室確保困難通学区域に関する意見について、今後、教室を確保することが困難と見込まれる学校の学区域については、変更なしとし、現在指定している8校の小学校の学区域を継続したいと考えています。

2のその他の意見についても変更はございません。

続いて、4ページをお願いします。別表1、学校施設等の状況についてですが、各学校の欄、児童数・学級数推計の数値を令和3年5月1日時点の実児童数及び実学級数に修正し、令和4年以降については、令和2年度調布市教育人口等推計報告書から抜粋しました児童数及び学級数の推計値に時点修正を行いました。

なお、学級数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学2年生から6年生の学級編制に当たって、これまで1学級40人としていた学級編制標準を、段階的に35人に基準を引き下げることに伴い、修正した学級数に改めて記載しました。

また、各学校の状況のコメントについても、文言の時点修正を行っています。

以上の内容を教育委員会の意見として付したいと考えております。

説明は以上です。よろしく御協議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたらお願いいたします。はい、福谷委員。

○福谷委員 簡単に言うと、今後、施設が過密化して、校庭が狭くなるという現状を確認するというような感じなのでしょうか。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長　　まず、現在も小学校のほうでは、児童数の増加が見込まれる学校があります。その要因としまして、大規模なマンションの建設、それから宅地開発によって子育て世帯の方が調布市に引っ越されてきて、それでまずは未就学児の人口が増え、やがて小学生が増えていくというのが、今の調布市の現状です。

そうした中で、今後、調布市に来られる方々を考えたときに、例えばあるマンションの物件を購入しようと考えられ、多分、ライフスタイルでこの小学校に行つてということ想像されて、新しいマンションを購入されることを考えたときに、今の現状は児童数が増えている状況の中で、もう既に空き教室がない状況。そうなってくると、当然、校舎を増築しなければいけない。ただ、敷地には余裕がもうない状況になってくると、やはり校庭の一部に仮設校舎等の建設が計画されます。そうしたときに、新しいマンションのエンドユーザーの方が、そういった事態も想定されないまま購入されるということもありますので、まずはこういった要綱を定めて、開発業者に対して、今、調布市の学校の環境がこういう状況で、数年後には状況が少し変わるということを、事業者からエンドユーザー含めて通知をするという目的で、市長部局、都市整備部になりますけれども、要綱を定めているというのが経過であります。

それとあわせて、事業者のほうには、こういった市の学校の状況を踏まえ、場合によっては少し事業計画を見直すことの相談ができないかということも含めて、この要綱を策定したというのが経過であります。

○大和田教育長　　福谷委員。

○福谷委員　　ありがとうございます。ということは、結局、調布に来られる方に対して、事前に今の調布の教育の状況をしっかり御理解いただくための政策なのですね。分かりました。

○大和田教育長　　はい、細川委員。

○細川委員　　同じところなのですが、資料9-1の3ページの別紙に、その他意見として、事業主に対して要望すると書いてあります。この事業主というのは、開発業者だとか、建設業者だとか、そういうところになるかと思うのですが、お願いをするということではありますが、資料9-2の指導要綱のほうでは、ホームページ上で公表するとあります。ホームページ上で公表して、それを見ていただくということなのか、それとも具体的に事業主に対して、このように購入希望者等にお知らせしてください、周知するようというような要望書みたいなものを出しているのか、この要望しますというところ

は、実際に通知等を文書等を出しているのかどうか。もしこれを実質的に進めていこうと
いうことであれば、具体的にやっていく必要があるのではなかろうかと思うのですが、ど
うなのでしょう。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 まず、一定規模の住宅開発等を行う場合には、調布市
ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例という条例がありまして、これに基づいて計
画段階から手続きを踏まなければいけない状況になっております。これに規定する規模以
上の住宅開発、それから集合住宅の建設をする際には、窓口は都市整備部都市計画課にな
りますけれども、本当に計画の初期から相談をしなければいけない。この段階でこういう
要綱があり、こういう趣旨で設定をし、先ほども説明しましたように、できればエンドユ
ーザーに対してもこういう状況を周知してほしいということで、その段階から事業者には
情報を提供していくということになっています。あわせて、ホームページ上でも閲覧でき
るような状況を作っているというのが、今の市の取組であります。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 緊急事態宣言などでもよく話題になります、お願いベースなのかとかそう
いう話がありますけれども、できるだけ児童・生徒がいい環境で教育を受けられるような
配慮をしていただきたいということを、強く求めていただけたら幸いです。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、お諮りいたします。本件について原案どお
りとするので御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

日程第4 議案

議案第26号 臨時代理の承認について（東京都公立学校副校長の人事について）

○大和田教育長 次に、日程第4、議案に入ります。

議案第26号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について所指導室長
から提案理由の説明を願います。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 それでは、私から議案第26号「臨時代理の承認につい

て」，御説明させていただきます。

提案理由は，調布市立学校の副校長の人事についてでございます。

東京都教育委員会へ内申するために，教育長が臨時代理により処理いたしましたので，調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により提案するものでございます。

発令は令和3年5月1日付けで，配置は配布いたしました資料のとおりです。該当校は，上ノ原小学校となります。学級数が29学級となり，副校長が2人配置となることから，東京都教育委員会に副校長の追加配置について要請をし，他地区の昇任転入者が1人配置されております。

以上，よろしく御審議の上，御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　　質疑なしと認め，質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　　御異議なしと認めます。よって，本件は原案承認と決しました。

以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。また，傍聴ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者